

理事長コラム 第2回

「高次脳機能障がいと後遺障害等級認定」

NPO 法人福岡・翼の会理事長 弁護士 小野裕樹

平和台法律事務所 092-761-4403

ono@heiwadai-law.jp

高次脳機能障がいを発症する原因はさまざまですが、交通事故や労災事故も少なくありません。子どもや若い人では歩行中や自転車・バイク事故などの交通事故が多く、働いている人は、工作中・通勤中の事故（転落、交通事故など）や長時間労働による疲労の蓄積が原因となる脳血管障害（脳出血やくも膜下出血等）によって発症することもあります。

このような原因で高次脳機能障がいになった人については、自動車保険や労災保険などによる補償があり、さらに、第三者（加害者など）に損害賠償を請求できることもあります。自動車保険や労災による補償額を決める要素になるのが「後遺障害等級」です。自賠責保険の後遺障害等級と労災のそれとはほとんど同じです。障害者手帳や障害年金でも〇級という等級が付きますが、これらとはまったく別ものです。

高次脳機能障がいは、脳損傷による身体性機能障害（麻痺）とあわせて、脳の障害として後遺障害等級が認定されます。認定するのは、自賠責保険の等級は自賠責保険会社（実際の認定は第三者機関が行います。）、労災の場合は労働基準監督署（労基署）です。自賠責保険では、障がいによって労働能力をどのくらい失ったか、介護が必要か、という点から、1, 2, 3, 5, 7, 9級等が認定されます。

高次脳機能障がいについての自賠責保険の評価はこんなイメージです。これに麻痺が加わると、より重い等級が認定されることがあります。

- 1 級 : 身体機能は残存しているが高度の認知症があるために、生活維持に必要な身の回り動作に全面的介護を要するもの
- 2 級 : 著しい判断力の低下や情動の不安定などがあるため、一人で外出することができず、日常の生活範囲は自宅内に限定されている。身体動作的には排泄、食事などの活動を行うことができても、生命維持に必要な身辺動作に、家族からの声かけや看視を欠かすことができないもの
- 3 級 : 自宅周辺を一人で外出できるなど、日常の生活範囲は自宅に限定されていない。また声かけや、介助なしでも日常の動作を行える。しかし記憶や注意力、新しいことを学習する能力、障害の自己認識、円滑な対人関係維持能力などに著しい障害があるため、一般就労が全くできないか、困難なもの
- 5 級 : 単純繰り返し作業などに限定すれば、一般就労も可能。ただし新しい作業を学習できなかつたり、環境が変わると作業を継続できなくなるなどの問題がある。このため一般人に比較して作業能力が著しく制限されており、就労の維持には職場の理解と援助を欠かすことができないもの

7級：一般就労を維持できるが，作業の手順が悪い，約束を忘れる，ミスが多いなどのことから一般人と同等の作業を行うことができないもの

9級：一般就労を維持できるが，問題解決能力などに障害が残り，作業効率や作業持続力などに問題があるもの

どうでしょう。わかるようなわからないような・・・詳しく知りたい方は私に相談してください。

次回は，「高次脳機能障がいと成年後見制度」についてお話しします。

今月の無駄な一枚 「釧路川」

カヌーにキャンプ道具を積み，あちこちの川を下っています。一番好きな川，北海道の原野を流れる釧路川です。オジロワシやエゾシカにも出会えます。

